第６表

制御不能費用明細表

（単位：千円）

	N-6年度（実績）	N-5年度（実績）	N-4年度（実績）	N-3年度（実績）	N-2年度（実績）	参照期間 5ヶ年計	参照期間 5ヶ年平均	N年度（想定）	N+1年度（想定）	N+2年度（想定）	N+3年度（想定）	N+4年度（想定）	規制期間 5ヶ年計	規制期間 5ヶ年平均	備考
減価償却費 ※1							0							0	
退職給与金 ※2							0							0	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用							0							0	
賃借料 ※3							0							0	
諸費 ※4							0							0	
貸倒損							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
振替損失調整額							0							0	
インバランス収支過不足額 ※5							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
電源開発促進税							0							0	
事業税							0							0	
雑税							0							0	
法人税等							0							0	
賠償負担金相当金							0							0	
廃炉円滑化負担金相当金							0							0	
系統整備回収金							0							0	
託送回収金相当金							0							0	
系統整備負担金相当金							0							0	
特定系統整備準備金引当							0							0	
特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）							0							0	▲表示で記載
系統整備負担金相当収益														0	▲表示で記載
託送収益 ※6														0	▲表示で記載
固定資産税 ※7							0							0	
調整力の確保に要する費用 ※8							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
再給電に要する費用 ※9							0							0	
制御不能費用計							0							0	

（記載注意）

※1：規制期間初年度の前年度３月３１日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。

※2：規制期間初年度の前々年度３月３１日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。

※3：道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。

※4：受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）、災害等扶助拠出金に限る。

※5：電気事業託送供給等収支計算規則第２条第１項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。

※6：託送回収金の回収に係る収益に限る。

※7：規制期間初年度の前年度３月３１日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。

※8：法第２８条の４０第１項第５号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が行う当該業務規程に規定する交付金の交付に充てるため、推進機関の定款に規定する会員のうち一般送配電事業者から拠出される金額をいう。）、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気をの用に供するための発電設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。

※9：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。